

岩手県告示第206号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち環境生活部に係るもの（平成20年岩手県告示第248号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
資源循環推進課	産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助、産業廃棄物処理業者育成センター運営費補助及び除染廃棄物処理円滑化事業費補助	資源循環推進課	産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助、産業廃棄物処理業者育成センター運営費補助、 <u>除染廃棄物処理円滑化事業費補助及び海岸漂着物等地域対策推進事業費補助</u>
[略]		[略]	
廃棄物特別対策室	産業廃棄物処理施設周辺環境整備交付金	廃棄物特別対策室	産業廃棄物処理施設周辺環境整備交付金 <u>及び一般財団法人クリーンいわて事業団施設整備事業費補助</u>
若者女性協働推進室	NPO等による復興支援事業費補助、青少年育成県民会議運営費補助、 <u>配偶者暴力被害者自立支援費補助</u> 、若者構想実現事業費補助及び地域女性活躍推進事業費補助	若者女性協働推進室	NPO等による復興支援事業費補助、青少年育成県民会議運営費補助、若者構想実現事業費補助及び地域女性活躍推進事業費補助
備考 改正部分は、下線の部分である。			